

かんぽの宿の事業譲渡に伴う「かんぽの宿利用提携カード」の取扱いについて

日本郵政株式会社において、令和4年4月に実施される「かんぽの宿」の事業譲渡（譲渡の状況は下表のとおり）に伴い、お客さまへお送りしている見舞契約証及び見舞継続証に印字されている「かんぽの宿利用提携カード」の取扱いについては、お客さまがお手元にお持ちの利用提携カードの有効期間内であれば、「かんぽの宿」や「日本郵政株式会社」の名称が印字されているものであっても、事業譲渡後も現在と同様のサービス（1泊2食以上のご利用で1名当たり1泊500円の割引、同伴者3名まで利用可）を受けることが可能です。

事業譲渡されるかんぽの宿	譲渡日
かんぽの宿いわき（福島県） ⇒「いわき藤間温泉ホテル湊（かいり）」へ名称変更	令和4年4月1日
かんぽの宿石和（山梨県） ⇒「シャトレゼホテル石和」へ名称変更	令和4年4月1日
かんぽの宿日田（大分県） ⇒「日田天領水の宿」へ名称変更	令和4年4月1日
上記以外のかんぽの宿（かんぽの宿恵那を除く。） ⇒当面は名称変更なし。	令和4年4月5日

注 かんぽの宿恵那については、譲渡先、譲渡日等は未定ですが、上記のサービスは現在と同様に受けることができます。

以上